〇給付費等の説明について　　別紙

給付費 ＝ 基本分単価 ＋ 各種加算

①年齢別配置基準職員　②補完する職員

左記を満たした上で、加算に必要となる職員を充足した場合に加算

●基本分単価において充足すべき職員(保育所の場合)

① 年齢別配置基準職員　　例） ４歳以上児30人につき１人
３歳児20人につき１人

② 年齢別配置基準を補完する職員　例） 利用定員90人以下の施設について1人
保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設は１人

(1)各種加算の誤適用について

①年齢別配置基準で必要となる職員が８人、②補完する職員で必要となる職員が２人だった場合、加算を受けるには10人を超えて職員を配置する必要がある。
そのため、在籍職員が10人の施設では本来加算の適用はないところ（下図ア）、補完する職員を考慮せずにチェックを行い、誤って加算の適用を行ってしまったもの。（下図イ）

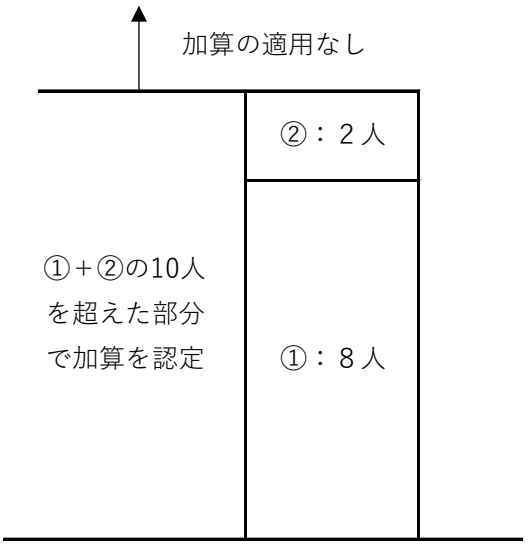

（ア）

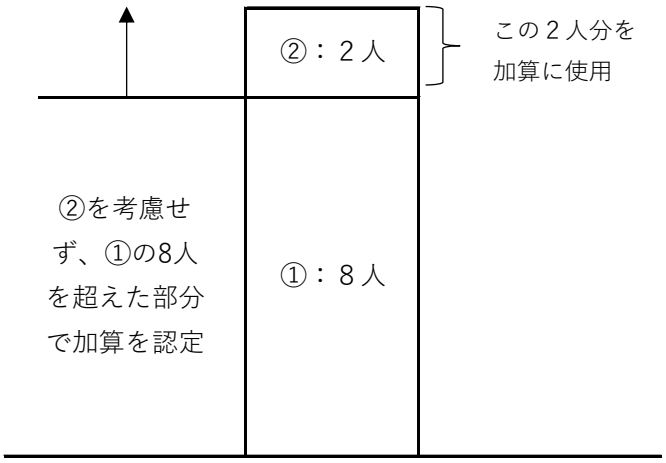

（イ）

(2)「教育補助者」の誤算定について

職員数のカウントの際に、幼稚園教諭の免許を有していない職員を教育補助者として算定し、実際より多く職員数を計上していたもの。